

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

ニセコ町は、北海道の南西部に位置し、東に蝦夷富士の愛称で親しまれている羊蹄山を、北にニセコアンヌプリを望み、東西に20km、南北に19kmの広がりを見せ、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成し、町の中心を清流日本一にも輝いた「尻別川」が東西に流れている。

また、北に位置するニセコアンヌプリには3つのスキー場があり、豊富な降雪と良質なパウダースノーでアメリカの「ニューヨークタイムズ」に掲載されるなど世界的な評価を受け、多くの観光客の訪れがある。

さらに、ニセコ町は温泉が豊富で、泉質の異なる温泉施設が数多くあることでも知られている。

【ニセコ町内の温泉施設：ニセコ町調べ】

地 区	施設数
昆布地区	4
アンヌプリ地区	3
東山地区	2
市街地区	1
合 計	10

②インフラの整備状況

ニセコ町のインフラ整備状況は、町内全域に光回線網が整備されており、高速インターネットが利用可能となっている。

交通インフラでは、2030年度末に北海道新幹線が札幌まで延伸される予定であり、隣接している倶知安町には新駅が整備される予定となっている。また、高規格幹線道路についても小樽～倶知安間の事業に着手しており、札幌や首都圏までの移動が大幅に短縮される予定である。



◇新千歳空港 ⇄ ニセコ

車で約2時間 約100km

J R で平常時約3時間30分

(札幌・小樽乗換)

◇札幌市 ⇄ ニセコ

車で約2時間15分 約105km

(高規格幹線道路整備後は約1時間30分)

J R で平常時2時間30分

◇函館市 ⇄ ニセコ

車で約2時間30分

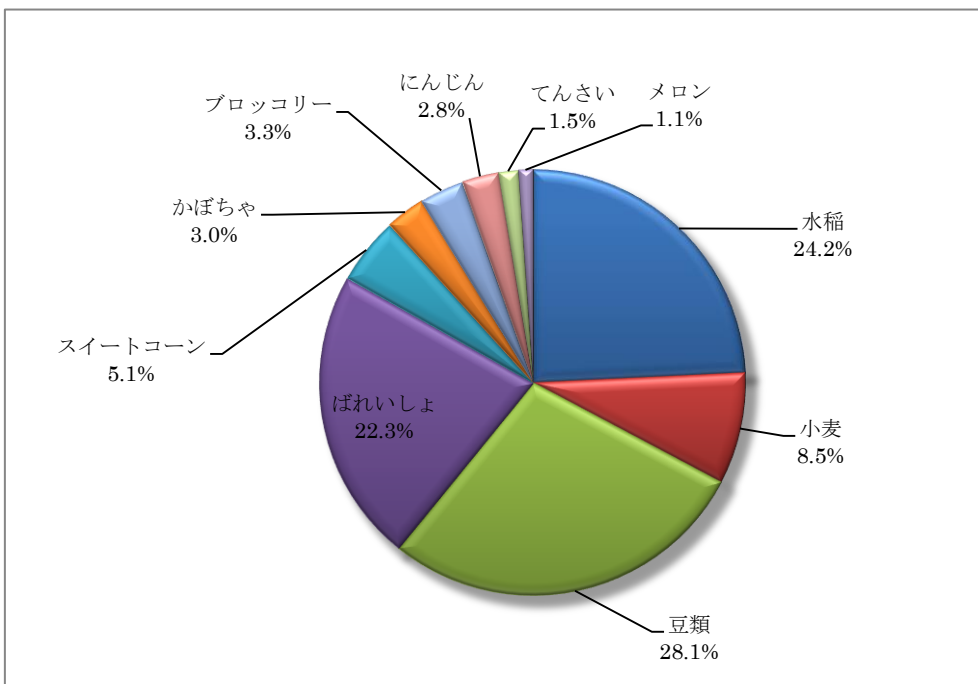
(一部高規格幹線道路利用)

J R で約3時間30分 (長万部乗換)

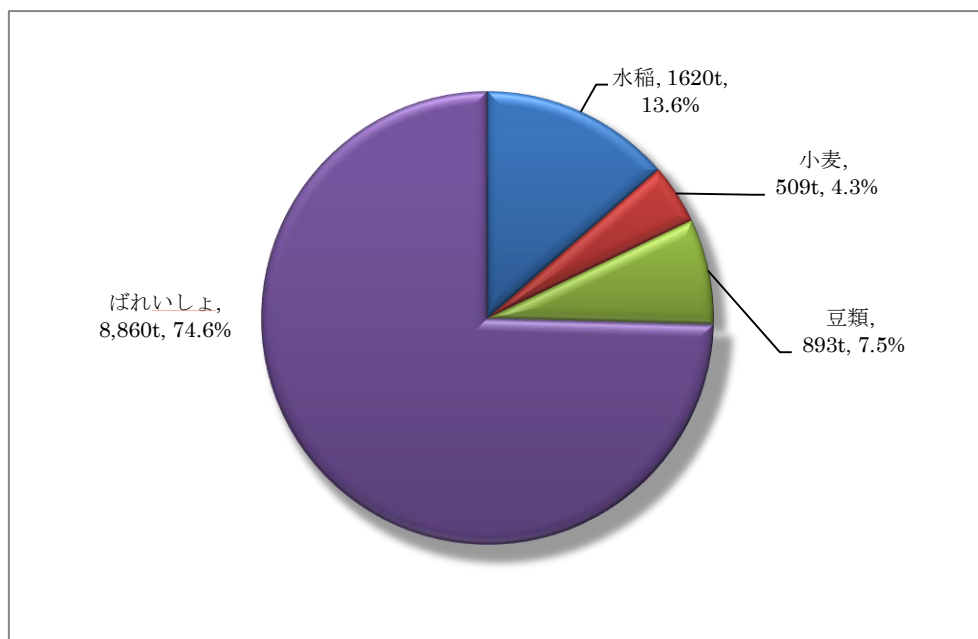
③産業構造

ニセコ町の基幹産業は農業と観光業で、農業では馬鈴薯を中心とした畑作に加え、酪農や稲作、果樹など、多様な農産物がニセコブランドとして観光客の人気を集めている。観光業では一年を通して観光客の訪れがあり、ここ数年の観光入込客数は年間160万人を超える状況となっている。

近年は、アジア資本など外資系企業や国内資本による大規模なリゾート施設の整備が進められ、外国人観光客が急増しており、また、隣接する倶知安町、蘭越町との3町でニセコ観光圏として認定を受け、観光リゾート地としての整備が進みつつある。



【10作物の作付割合：H28年ニセコ町調べ】

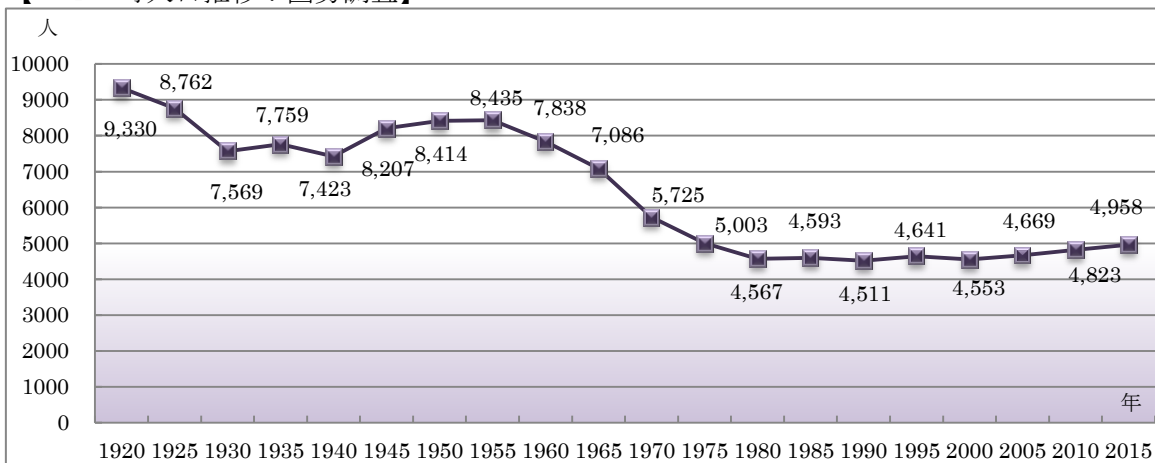


【主要4作物の収穫量：H27～28北海道農林水産統計年報】

④人口分布の状況

「ニセコ町の人口は、2017年9月末現在で4,945人となっており、地方の過疎化が深刻化している中で、1980年以降人口が変わっていない。その理由として、ニセコ町のまちづくりに関する姿勢に共感した人の転入などが要因と考えられるが、さらに近年は観光業に従事する人の転入などにより微増傾向となっている。」

【ニセコ町人口推移：国勢調査】



⑤その他

ニセコ町は「環境モデル都市」に選定されており、環境に配慮し、再生可能エネルギーの活用、ごみの分別・有料化にも力を入れ、水道水のほとんどが湧き水の源泉によるなど、水がきれいなことでも知られている。また、2001年に、全国で初めて「町の憲法」といわれる自治基本条例「まちづくり基本条例」を制定し、「住民参加」と「情報共有」を大切な柱に、助け合いながらまちづくりを進めている。

「環境モデル都市」とは、低炭素社会に転換していくため、温室効果ガスの大幅削減などの高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を国が選定するもので、ニセコ町はCO2の排出量を2050年度までに1990年度比で86%削減する目標を掲げ、公共施設の冷暖房設備を再生可能エネルギーへの転換を進める一方、住民や観光事業者へ再生可能エネルギーへの転換を促す普及活動を行い、国際環境リゾート都市ニセコ町の実現のため目標達成に向けて取り組んでいる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

ニセコ町は、雇用者数の約20%、売上高の約35%、付加価値額の約30%が「宿泊業・飲食サービス業」となっており、観光産業を中心とした産業構造をなしている。年間160万人を超える観光客の訪れがあり、観光産業への新規事業者の参入を後押しして雇用の創出を行うとともに、既存観光事業者が行う施設の再生可能エネルギー・省エネルギー対応設備の更新を推進し、環境に配慮した観光地という付加価値を付けること及び省エネルギー化による経費の節減効果をお客様へのサービス向上に充てることで観光客の増加を図り、観光産業の付加価値額の増加と観光産業から他産業への高い経済波及を目指す。

また、ニセコ町産農産物の購入を目的にニセコ町を訪れる人も多く、地元農産物は観光資源として高い人気を得ている。この地元農産物のブランド化を後押しすることにより、観光産業への経済波及を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	192百万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 1件当たりの平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.6倍の波及効果を与え、促進区域で192百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 192百万円は、促進区域の全産業付加価値（3,267百万円）の約5.9%、宿泊業、飲食サービス業の付加価値（1,156百万円）の約16.6%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、観光入込客数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	40百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	—
観光入込客数	167万人	205万人	22.7%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1.7%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では、設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①ニセコ町のニセコアンヌプリ等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

①ニセコ町のニセコアンヌプリ等の観光資源を活用した観光関連分野

ニセコ町は、ニセコアンヌプリを頂点に連なるニセコ山系、日本百名山の羊蹄山などの山々に囲まれ、中央には清流日本一の尻別川が流れるなど、豊かな自然環境・観光資源を有する。特筆すべき点として、冬期間、他にはない高い浮遊感を生み出す絶妙な水分量のパウダースノーが毎日のように大量に降り、しかも、ニセコアンヌプリの標高が1,308mと低いにもかかわらず積雪が多いことは、諸外国ではありえないもので「奇跡の場所」として世界中のスキーマー・スノーボーダーから注目されている。このようなことから、近年は国際的なリゾート地として外国人観光客が急増し、一年を通じ国内外から年間160万人を超える観光客の訪れがある。また、夏場も豊富な雪解け水による豊かな水量を誇る尻別川でのラフティングなどのアクティビティも充実しており、通年型リゾートとしてにぎわいがある。

【ニセコ町の観光入込状況：ニセコ町調べ】 (単位：万人)

年度	観光入込客数	うち宿泊客数	うち外国人客数
H24	141.1	45.0	8.8
H25	156.9	54.2	10.8
H26	159.3	60.6	14.8
H27	169.3	64.6	18.0
H28	167.1	60.4	20.4

ニセコ町の観光資源として、上記のほか、ニセコ町産農産物の購入を目的にニセコ町を訪れる人がいるなど、北海道内有数の農業生産地ならではの食材が豊かなことが挙げられる。ニセコ町農産物の特徴としては多品種が挙げられ、具体的にはじゃがいも、水稻、豆類、アスパラ、とうもろこし、かぼちゃ、メロン等を生産している。これら農産物は観光客に人気が高く、地元農家による野菜の直売や農産物加工品を目当てに、「道の駅ニセコビュープラザ」には毎年60万人以上の観光客が訪問し、約3億円の売上がある。さらに、本道の駅は、2017トリップアドバイザー道の駅ランキングで全国6位（北海道内1位）に選ばれている。

これら農産物は、地元の宿泊施設や飲食店などでも利用されており、観光資源として十分なポテンシャルがある。

【道の駅ニセコビュープラザ入込・売上実績：ニセコ町調べ】

	入込客数	特産品売上 (株)ニセコリゾート観光協会)	農産物直売売上 (ニセコビュープラザ直売会協同組合)
H26	631,539人	141,160千円	281,137千円
H27	699,371人	100,134千円	291,880千円
H28	628,196人	106,022千円	303,507千円



【観光客で賑わう道の駅ニセコビュープラザ】

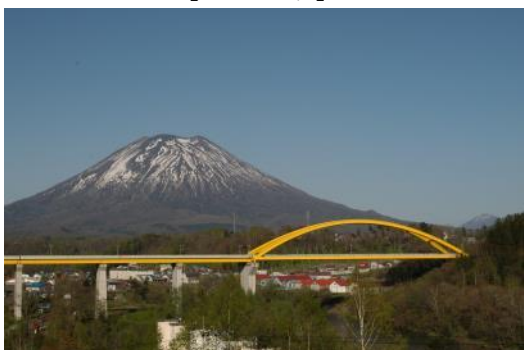
また、ニセコ町には施設ごとに異なる泉質が楽しめる温泉、小説家「有島武郎」の作品等を展示する有島記念館、初心者からベテランまで多くの登山者を魅了する羊蹄山などの魅力的な観光資源もあり、それらの情報を発信するコミュニティFM「ラジオニセコ」がある。



【五色温泉】



【有島記念館】



【羊蹄山】



【ラジオニセコ】

このニセコのパウダースノーと、豊富な観光資源を背景に、外国人を含んだ観光客入込数が年々増加傾向にあるため、近年、ホテルの増設や、外国人が長期滞在できる condominium 等の投資が増大している。例えば、世界的に有名なホテルチェーンである「リッツカールトンリザーブ」の進出計画があるなど、国内外の資本による大規模なリゾート施設の整備が計画されており、これらの投資により、更なる観光客の訪れが増えることが期待されている。

【ニセコ町の宿泊施設数：ニセコ町調べ】

規模	施設数	ベッド総数
101ベッド以上	8	3,574
51～100ベッド	6	432
50ベッド以下	57	1,166
合計	71	5,172

※代表的な施設として「ヒルトンニセコビレッジ」がある。

こうした国際的なリゾート化を踏まえ、本町では隣接する倶知安町、蘭越町との3町で、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づく観光整備計画「ニセコ観光圏」として認定を受け、地域の連携による一体感の醸成によって、冬だけではなく、四季を通じたニセコブランドを国内外に定着させる取組を推進し、観光リゾート地として整備が進みつつある。

これら取組を推進するため、本町と倶知安町が協力し、観光事業者が主となり一般社団法人ニセコプロモーションボードを設立した。本法人を、観光地域づくりプラットフォームに位置づけ、圏域の観光協会、行政が連携して各種観光整備事業を推進することとしている。

また、ニセコ町は平成26年に国の「環境モデル都市」に認定されており、再生可能エネルギーを活用し、観光事業者・観光客と連携し、国際環境リゾート都市への発展を目指すこととしている。こうした取組を通じて、例えば、既存観光事業者が行う施設の再生可能エネルギー・省エネルギー対応設備の更新を支援するなど、CO2の排出削減と観光事業者の競争力強化の両立に向けた取組も進めている。

以上を踏まえ、ニセコ町は観光関連分野において大きな強みと今後の発展ポテンシャルがあるため、観光産業を中心にこれに付随する飲食サービス産業と観光産業と結びつきのある農業関連分野などの振興を図ることで地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している本促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①ニセコ町における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、ニセコ町で地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、「ニセコ町のニセコアンヌプリ等の観光資源を活用した観光関連分野」において、事業者の具体的なニーズに基づく設備投資支援等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①町が有する観光客データの公開

観光関連事業者にデータとして提供するため、観光入込客数及び国別外国人客数などの情報について、インターネット公開を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、ニセコ町企画環境課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び庁内関係部局と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地元住民及び観光客の周遊のための移動手段として、新たな二次交通の仕組みの構築に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度 (初年度)	平成30年度～ 平成33年度	平成34年度 (最終年度)
【制度の整備】			
不動産取得税及び 道固定資産税の課	北海道：12月に不 動産取得税及び道	運用	運用

税免除措置の創設	固定資産税の課税免除に関する条例の改正を予定		
②地方創生関係施策	随時：事業者ニーズの把握、支援策の検討	申請準備・交付後事業実施	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
町が有する観光客データの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
新たな二次交通の仕組み	仕組みの検討	仕組みの検討及び実証実験	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たり、ニセコ町は地域に存在する支援機関（ニセコ町商工会、株式会社ニセコリゾート観光協会）と連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①ニセコ町商工会

ニセコ町商工会は、昭和36年7月に設立され、現在181人の会員で組織されている。

商工会では小規模事業者の経営や技術の改善発達のため、金融、税務、経営、労務などの指導や相談、また、地域づくりと商工業振興のため、様々な事業に取り組んでいる。さらには、創業支援のワンストップ窓口として、創業支援計画作成の相談など創業支援を行っているほか、ビジネススクールを開催し、近年は観光産業における起業、新事業の展開及び事業承継などの講義も行っている。

②株式会社ニセコリゾート観光協会

株式会社ニセコリゾート観光協会は、ニセコ町の持つ様々な観光コンテンツを結び付け、まちづくりをサポートしながら、着地型観光商品の開発・販売など事業展開を行っている。また、当該観光協会は現在、地域DMOを目指している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、自然公園法に規定する自然公園（支笏洞爺国立公園の一部、ニセコ積丹小樽海岸国立公園の一部）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地であるニセコ連山湿原群及び特定植物群落である羊蹄山麓の自然林における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これら多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

なお、上記国立公園・国定公園、重要湿地及び特定植物群落を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、事前に北海道地方環境事務所又は北海道環境生活部と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は冬期の降雪量が多く、また、観光客の往来も多いため、特に交通安全対策に配慮が必要であり、冬期の除雪及び車両出入口の安全対策の実施を求めていく。

(3) その他

P D C A体制の整備等

ニセコ町企画環境課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。

なお、必要に応じ支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成34年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。